

健康とくしま応援団普及促進事業実施要領

(目的)

第1条 健康とくしま応援団普及促進事業は、店舗及び施設並びに法人及び団体等（以下「店舗等」という。）が健康とくしま応援団（以下「応援団」という。）として積極的に健康づくりの取組を推進することにより、県民一人一人が健康づくりに取り組みやすい環境整備を県内全域で促進し、もって多様な主体による健康づくり体制を構築することを目的とする。

(応援団の登録)

第2条 応援団の登録を希望する店舗等は、健康とくしま応援団登録申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を当該店舗等所在地の管轄保健所に提出するものとする。

2 前項の申込書の提出は、店舗ごとに提出することを原則とするが、店舗が複数ある場合で県が必要と認める場合は、この限りでない。

3 保健所は、申込書の内容を審査し、適合すると判断した店舗等の登録を、健康寿命推進課に副申するものとする。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する店舗等については、登録を行わない。

- 一 公序良俗に反するもの
- 二 県の信用又は品位を害すると認められるもの
- 三 特定の政治活動や宗教活動に関わっているもの
- 四 徳島県暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団事務所
- 五 地域住民の利益を害すると認められるもの

(登録証の交付)

第3条 健康寿命推進課は、前条第3項の副申により店舗等を登録したときは、前条第1項の店舗等に健康とくしま応援団登録証（様式第2号。以下「登録証」という。）を交付するとともに、登録台帳（様式第3号）を作成する。

2 前項の登録証の交付は、保健所を通じて行うものとする。

(応援団の公表)

第4条 健康寿命推進課は、応援団の名称及び内容等について、県ホームページ等で公表するものとする。

(登録の変更)

第5条 応援団は、登録された内容を変更しようとするときは、登録証を添えて健康とくしま応援団登録事項変更届（様式第4号。以下「変更届」という。）を第2条第1項の保健所に申請するものとする。

2 第2条及び第3条の規定は、前項の申請について準用する。

(登録の廃止)

第6条 応援団は、登録を廃止しようとするときは、登録証を添えて健康とくしま応援団登録廃止届(様式第5号。以下「廃止届」という。)を第2条第1項の保健所に届け出るものとする。

2 保健所は、前項に規定する届出があったときは、前項の登録証を添えて健康寿命推進課に通知する。

3 健康寿命推進課は、前項に規定する通知があったときは、登録台帳から抹消する。

(登録の取消し)

第7条 保健所は、応援団が次の各号に該当すると判断した場合は、登録の取消しを健康寿命推進課に副申するものとする。

一 事業を廃止したとき

二 登録内容が事実でないとき又は事実と著しく相違しているとき

三 第2条第3項各号のいずれかに該当することが明らかとなったとき

2 健康寿命推進課は、前項の副申により応援団の登録を取り消すとともに、登録台帳から抹消する。

3 前項の規定により登録を取り消された応援団は、速やかに登録証を保健所へ返還しなければならない。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。

2 健康とくしま応援団登録普及促進事業実施要領(平成18年1月23日施行)は廃止する。

3 前項の規定による廃止前の健康とくしま応援団登録普及促進事業実施要領の規定により登録された応援団については、この要綱の規定により登録されたものとみなす。